



社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2025. 6. 1 発行

熱中症対策の義務化について

- ◆ 6月1日から職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行されました。熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者に義務付けられることになります。対象となるのは「WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えての実施」が見込まれる作業です。職場における熱中症による死亡災害の傾向として、熱中症は死亡に至る割合が他の災害の5～6倍と非常に高く、またそのほとんどに“初期症状の放置・対応の遅れ”が見られるといわれています。該当する作業が見込まれる事業所様におかれましては、添付でお送りする「熱中症発生時の対応計画」フロー図をご参考に体制の整備をお願いいたします。

エイジフレンドリー補助金」（中小企業事業主対象）の活用を

- ◆ 高齢労働者（60歳以上）の労働災害防止のための設備改善等に要する経費の一部について補助を受けることができる「令和7年度エイジフレンドリー補助金」の受付がスタートしました。受付期間は令和7年5月15日から令和7年10月31日まで（予算額に達した場合は申請期間途中でも終了）となっています。高齢者の転倒災害が多数発生していますが、転倒災害防止対策を講じる際にぜひご活用いただきたい補助金です。なお、熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する機器導入等につきましても「エイジフレンドリー補助金」の対象となっています。

労働保険料の申告・納付について

- ◆ 令和7年度の労働保険年度更新の手続きが始まりました。申告および全期・第1期保険料の納付は7月10日（木）が期限となります。労働保険料は口座振替も可能です。口座振替をご利用の場合は保険料の納付期限に最大で約2ヵ月のゆとりができるというメリットもあります。ご希望の事業所様は当事務所までお申し付け下さい。（㊤全期・第1期の振替申込手続きは終了しました。第2期以降は今からでも可能です）
なお、勝又・高橋・吉田事務所では、労働保険事務組合を併設しております。労働保険事務組合に労働保険事務を委託した場合、事業主が労災保険に特別加入できる、労働保険料を金額の多少にかかわらず年3回に分けて納付ができる、などのメリットがあります。詳細につきましてはお問い合わせ下さい。

納 期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合	2025年7月10日	2025年10月31日	2026年2月2日
口座振替利用の場合	2025年9月8日	2025年11月14日	2026年2月16日

雇用保険料率のご確認を

- ◆ 令和7年4月から、雇用保険料率の被保険者負担分が、一般の事業；5.5/1,000、農林水産の事業；6.5/1,000、建設の事業6.5/1,000にそれぞれ引き下げとなっています。毎月の給与計算において変更されているかご確認を、また賞与からの雇用保険料徴収にはご注意ください。

「賞与からの社会保険料控除額表」について

- ◆ 昨年度から「賞与からの社会保険料控除額表」につきましては、ご希望の事業所様のみへの配布とさせていただきます。ご希望の事業所様は担当までお申し付けください。